

多様な就労機会を創り、 多様な地域ニーズを満たす 労働者協同組合

～障害者支援の担い手としての観点から～

厚生労働省 勤労者生活課
労働者協同組合業務室

労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

「労働者協同組合」とは、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事することを基本原理とする組織です。これらの基本原理に従い事業を行うことで、**持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的**としています。

令和2年12月公布・**令和4年10月施行**の労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

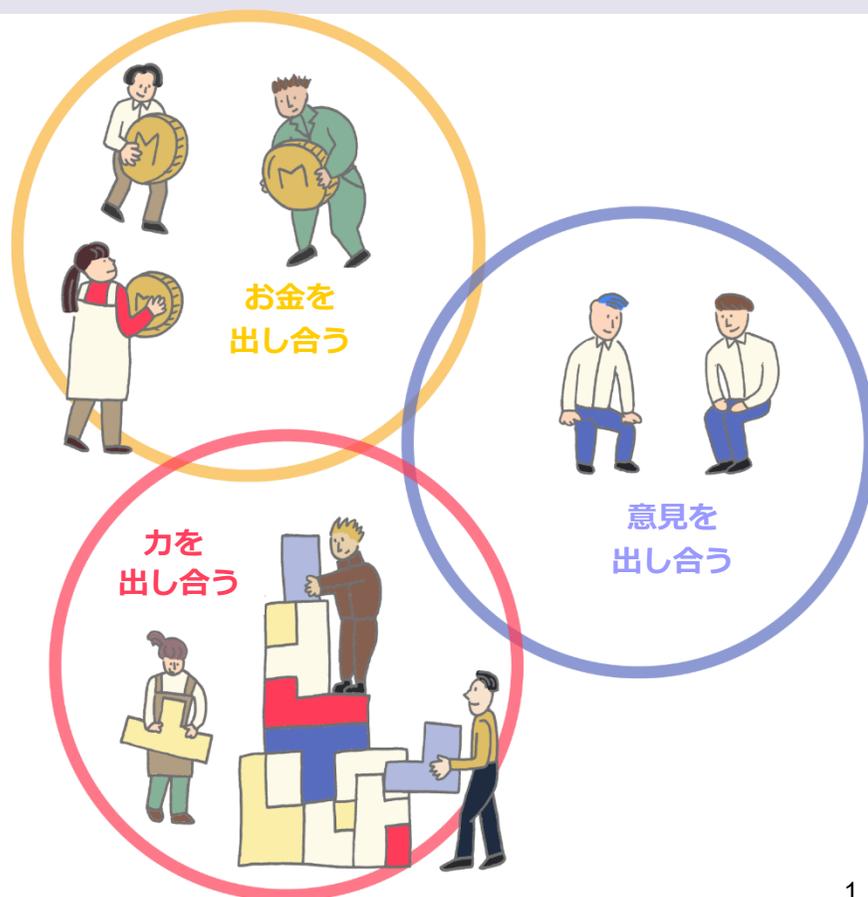
この法律では、労働者協同組合は、以下（1）から（3）の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

————— 基本原理 —————

（1）組合員が出資すること

（2）その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

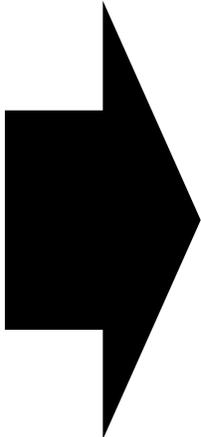
（3）組合員が組合の行う事業に従事すること



労働者協同組合法成立の背景と労働者協同組合に求められる役割

背景

- 我が国では、少子高齢化や人口減少が進む中、地域において、**高齢・障害・子ども・生活困窮等の幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要**とされています。
- こうした多様なニーズに応えようとする人々は、それぞれの考え方や働き方に応じ、NPOや企業組合といった法人格を活用し、又は任意団体として法人格を持たずに活動してきました。
- しかし、NPOでは出資を受けられない、企業組合では営利法人とみなされる、任意団体では個人名義でしか契約できないなど、**従来の枠組みにはいずれも課題**がありました。
- このため、**多様な働き方や人材の活躍を実現し、地域の課題解決や価値創造をするための新しい法人類型**が求められてきました。



令和2年12月、**労働者協同組合法**が
全会一致で国会で成立・公布（令和4年10月施行）

【ポイント】

- 労働者協同組合は、**多様な就労機会を創り、多様な地域ニーズに応えるための選択肢**の一つ。
- 各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されている。

労働者協同組合の設立状況（概要）

令和8年3月1日時点で37都道府県で計**180法人**が設立されています。

※ 北海道、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
 ※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は16法人

分野の例

- ・高齢者支援
- ・店舗運営
- ・配送
- ・子ども支援
- ・広告物や映像制作、イベント企画
- ・食品製造・販売
- ・障害児・障害者支援
- ・困りごと解決支援
- ・建設・土木・造園（緑化）
- ・家事・清掃
- ・農産物の生産等
- ・人事・コンサルタント業
- ・キャンプ場経営等

※地域の医療・介護・福祉、小売・物流に加え、見守りや家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと支援」といったエッセンシャルサービスを主要な事業とする組合が、全体の約7割を占めている。

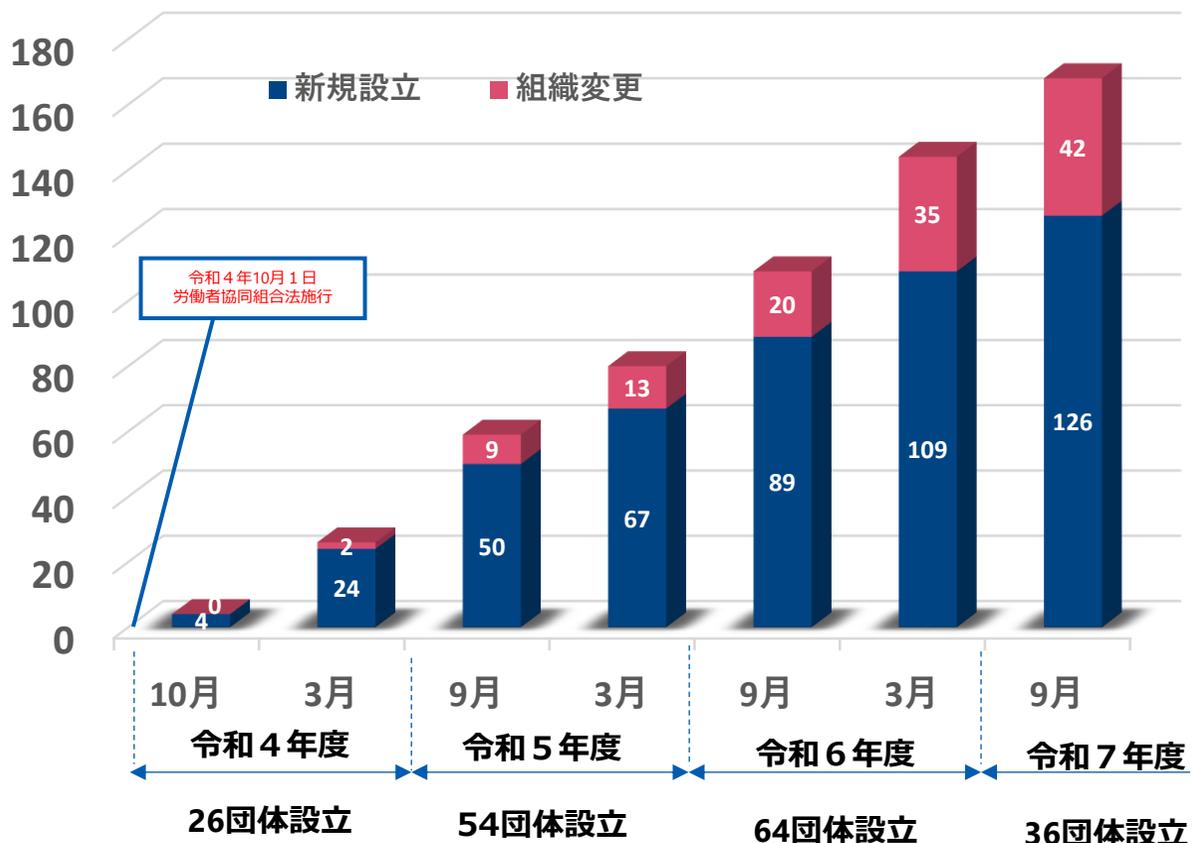
新規設立と組織変更による設立の法人数

企業組合からの組織変更
→27法人
NPO法人からの組織変更
→15法人



（累計設立数）

労働者協同組合累計設立数推移



※企業組合又はNPO法人から労働者協同組合への組織変更は、時限的措置として認められていたものであり、令和7年9月末をもって終了している。

労働者協同組合の主な特徴

1 目的・事業

- ・**労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能**。 ※ 許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
- ・組合員の経済的利益（働く場の確保や経営の合理化）を目的とする企業組合とは異なり、**持続可能で活力ある地域社会の実現が目的**。

2 出資原則

- ・出資を受けられず、会費や寄付が中心のNPO法人とは異なり、**組合員が出資**。
- ・出資の偏りを防ぐため、**一人の組合員が持てる出資口数は全体の原則25%まで**。

3 意見反映原則

- ・株式数に応じて「一株一票」の株式会社とは異なり、出資口数に関わらず、**組合員には平等に一人一個の議決権**。
- ・組合員の意見反映方策の**定款への明記**と、意見反映方策の実施状況・結果の**総会報告が法定**。

4 事業従事原則

- ・構成員が個人又は法人であるNPO法人や株式会社とは異なり、**組合員は、個人のみ**。
- ・構成員の事業従事が不要であるNPO法人や株式会社とは異なり、**総組合員数の5分の4以上の事業従事が必要**。
- ※ 剰余金の配当について、実施不可のNPO法人や出資配当の株式会社（営利法人）とは異なり、**組合の事業に従事した分量に応じて可能（従事分量配当 → 非営利）**。

5 労働契約の締結

- ・組合と組合員（代表理事・監事等を除く。）との間で、**労働契約の締結が必要**。 ※ 組合員には、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用。
- ・労働契約を締結する組合員が、全組合員の過半数であることが必要。

6 設立要件・手続き

- ・10人以上が必要なNPO法人とは異なり、**3人以上で設立可能**。
- ・NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）とは異なり、**法律の要件を満たし登記をすれば、行政庁の関与無しに法人格が付与（準則主義）**。

他の法人類型と比較した労働者協同組合の特徴 ～社会性と事業性の両立～

労働者協同組合は、**社会性※1と事業性※2を両立**させつつ、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする法人。

※1 多様な就労機会の創出や地域ニーズの充足 ※2 事業収入による自立的運営

 営利性 ↓ 非営利性	原則株式数に応じた配当	株式会社	 社会・経済の 持続的な発展
	出資配当	企業組合 ※年2割までの出資額に応じた配当。なお剰余があるときは、従事分量配当。	
	従事分量配当 ※事業に従事した分量に応じた配当	労働者協同組合	
	配当不可	一般社団法人、NPO法人	

	株式会社	企業組合	労働者協同組合	一般社団法人	NPO法人
目的	営利	組合員の経済的地位の向上	持続可能で活力ある地域社会の実現	定款で規定	不特定多数の利益増進
事業	あらゆる事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業	労働者派遣事業以外	あらゆる事業	特定非営利活動（保健・医療・福祉等20分野）
出資	株主による出資	組合員による出資	組合員による出資	不可 ※経費・寄附・基金が中心	不可 ※会費・寄附が中心
議決権	1株1個	1人1個	1人1個	原則1人1個	原則1人1個
構成員の意見反映	一定の事項は株主総会で決議	一定の事項は総会で決議	<ul style="list-style-type: none"> 一定の事項は総会で議決 意見反映方策を定款に明記 意見反映方策の実施状況・結果を総会に報告 	一定の事項は社員総会で決議	一定の事項は社員総会で決議
構成員	個人・法人	原則個人	個人	個人・法人	個人・法人
事業従事比率	—	総組合員の2分の1以上	総組合員の5分の4以上	—	—
剰余金の配当	原則株式数に応じた配当	<ul style="list-style-type: none"> 年2割までの出資配当 従事分量配当 	従事分量配当	不可	不可
構成員数	1人以上	4人以上	3人以上	2人以上 ※設立時	10人以上
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義

【参考】目的と協同性の観点からのマトリクス

目的 \ 協同性(事業従事原則)	あり	なし
公共的利益	労働者協同組合	NPO法人
経済的利益	企業組合	株式会社

令和7年度予算額 80百万円 (62百万円) ※ ()内は前年度予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	約2/3		約1/3

1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
- 令和7年度は、法施行から2年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な労務管理等の知見の提供、NPO法人等から労働者協同組合への組織変更を希望する者への情報提供・発信等を行う。
- また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図る。

※ 労働者協同組合:令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

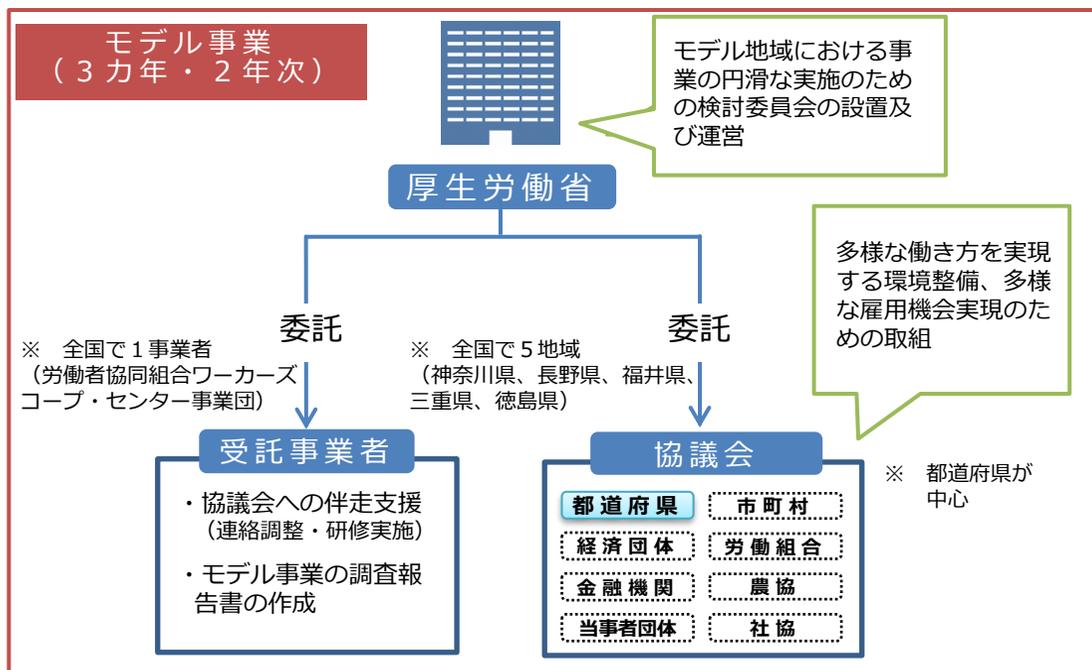
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援



普及啓発事業

- ・ 特設サイトの運営
- ・ 好事例動画の作成・周知
- ・ メールマガジンの発行
- ・ オンラインセミナー 等



特設サイト、メールマガジンによる情報発信

労働者協同組合法の特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」では好事例動画や記事、労働者協同組合関係者へのインタビュー記事等を掲載しています。毎月新しい記事を更新しますので要チェック！

また、労働者協同組合のホットピックをお伝えするメルマガ、「ろうきょうマガジン」を定期的に配信しています。基礎的パンフレットに加え、「労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット」も令和7年10月に作成しました。



好事例の動画や記事

労働者協同組合の活動事例



労働者協同組合はんしんワーカーズコープ (令和5年4月設立)
2023年5月28日

はたらくもっと楽しく、共創する地域を目指して、兵庫県尼崎市の南の端、高神工業地帯の少し先にある阪神駅南駅近くの商店街に、様々な事業を行う団体があります。設立は2014年。同じ職場で働いていた7人のメンバーで立ち上げ発願！...

続きを読む



労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
仙台地域福祉事業所けやきの社 (令和5年4月設立)
2023年5月15日

こどもたちをまんなかに、地域のみんながふれあう交流広場ー仙台地域福祉事業所けやきの社は、2009年4月に開所し、今年で14年目。主に仙台市からの指定管理事業を行っています。現在は、児童館、子育てひろば1館、院内保育所1箇所、中高生の居場所の運営を行っています。...

続きを読む



CampingSpecialist労働者協同組合 (令和4年10月設立)
2023年3月25日

CampingSpecialist労働者協同組合は、キャンプ場の運営や野外活動を通じて、荒れ地を「持続可能な愛される土地」に、「多様な仕事が生まれることで、あらゆる人材（人材）に価値を創り出す」ことを目指して活動しています。2021年に当初NPO法人として...

続きを読む

主な情報提供資料

- 労働者協同組合法パンフレット
「知ろう はじめよう ろうきょう」
- 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット
(厚生労働省の助成金等、中小企業庁の補助金等、融資)
- リーフレット「成立の届出が必要です」
- 労働者協同組合法に係る手引き



メールマガジン
労働者協同組合法に
関する最新情報をお届けします
詳しくはこちら

「ろうきょうガイドブック」の公表（令和8年2月）

厚生労働省では、労働者協同組合の設立・運営に必要な手続や留意点をまとめたガイドブックを作成しました。



「ろうきょうガイドブック」の目次

1、労働者協同組合という働き方

1-1 労働者協同組合でできること

-出資・意見反映・事業従事の三位一体を基本原理とした主体的な働き方

1-2 労働者協同組合だからできること—他の法人類型との比較

2、労働者協同組合を設立しよう

2-1 最初に決めるべきことは？

2-1-1 設立の基本項目を話し合う

2-1-2 なぜ設立するのか？何の事業を行うか？設立趣意書の作成

2-1-3 誰と一緒にやるのか？誰が何を担うのか

2-1-4 出資金はどれぐらい必要？出資金の目安

2-2 事業のルールを知ろう～労働者協同組合でできること、できないこと

2-3 事業計画のポイント～事業計画の作成～

2-4 収支計画のポイント～収支計画の作成～

2-5 設立に必要な手続や書類

2-6 定款作成時のポイント

3、労働者協同組合を運営しよう

3-1 3つの原理に則る運営

3-1-1 出資・意見反映・事業への従事

3-1-2 組合員の権利と責務・義務

3-2 労働者協同組合の各機関の役割と運営(総会・理事会・監査)

3-3 労働者協同組合の労務管理

3-4 コンプライアンスについて

3-5 設立後の運営について～持続可能な運営を行うためのポイント～

3-6 事業年度終了後の手続について

3-7 労働者協同組合の解散について

4、特定労働者協同組合について

5、各種チェックリスト

チェックリスト①設立時に各段階で行う事項と必要な書類

チェックリスト②設立後の実務と必要書類

チェックリスト③労務管理、コンプライアンス

★厚生労働省HPにて公開

→https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

市町村の取組事例（広島県広島市：平成26年度～）

【市の概要】

人口：1,170,275人 世帯数：585,426世帯 高齢化率：26.6%

(R7.3末時点 広島市住民基本台帳データより)

現状・課題

- ・ 少子高齢化や転出超過の進行に伴い、地域の活力低下や担い手不足が課題。
- ・ 持続可能な社会の実現のためには、働く人それぞれの個性に合った多様な働き方を実現していくことが必要。

【広島市「協同労働」促進事業】

「協同労働」の仕組みを活用して、地域課題に取り組む意欲のある高齢者を中心とした協同労働団体の立ち上げを支援（平成26年度～）

⇒ 構成員のうち半数が60歳以上という年齢要件を撤廃（令和4年度～）

伴走型支援

協同労働 支援センター事業

- ・ 広島市シルバー・協同労働センターから、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団へ委託
- ・ 経験豊富なコーディネーターが事業の立ち上げから、その後の運営までの伴走型支援を実施

補助金交付

「協同労働」 個別プロジェクト 立ち上げ支援事業

- ・ 協同労働支援センターの支援を受け、具体的な事業化の目途が立った団体を対象に、外部有識者による評価（事業可能性検討会議〈年2回開催〉）等を行った後、認定された団体に補助金を交付
- ・ 立ち上げに要する経費に補助金「補助率1/2（上限100万円）」を交付
- ・ 概算払いで支給し、翌年度の5月までに精算処理

現在35の協同労働団体が活動中

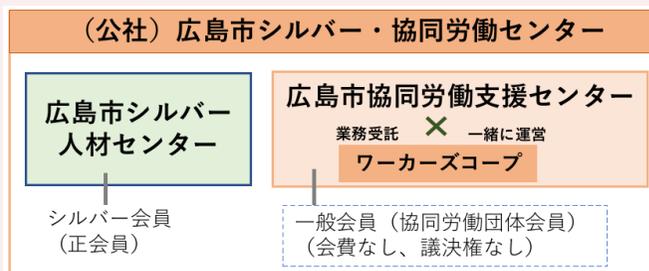
（うち1つが労働者協同組合）

事業内容

困りごと支援	22
サロン	18
農業	6
食	4
町内会等連携活動	7
子どもの居場所、学習支援	2
フリーマーケット運営	1
スポーツクラブ運営	1

★広島市協同労働支援センターについて★

- ・ 令和7年度より、シルバー人材センターと統合。
- ・ 統合の効果は以下のとおり。
 - ①両センター相互の会員数、団体数の増加
 - ②シルバー人材センター、協同労働団体の就業機会拡大
 - ③団体の人材育成、業務拡大、リスク低減、安定性・信頼性向上(シルバー人材センターが開催する研修・講習会の活用)
 - ④両センターそれぞれが持つ利用者からの声・ニーズ、地域課題を共有



(※) 地域運営組織 (RMO) との関係
「ひろしまLMO」として、全小学校区での地域運営組織の設立を推進。一部のLMOでは、協同労働団体が参加し、事業の一部を担う。

(出典) 広島市資料を元に厚生労働省にて作成

労働者協同組合の2つの意義と具体例

①多様な就労機会の創出

○多様な働き方

- ・テレワーク等、仕事と生活・家庭を両立できる働き方
- ・シニア・ミドル世代のセカンドキャリア
- ・副業・兼業、フリーランス

栄町（労協）（沖縄県）
（労協）上田（長野県）
（労協）キフト（神奈川県）、（労協）こども編集部（兵庫県）

○多様な人材の活躍

- ・多様な背景（引きこもり・不登校経験等）
- ・多様な個性・特性（障害・難病等）
- ・多様な価値観や思い・こだわり（ケアワーカー等）

（労協）創造集団440Hz（東京都）
（労協）ワーカーズコープ・センター事業団 森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房（埼玉県）
（労協）あるく（熊本県）、（労協）うつわ（大阪府）

②多様な地域ニーズの充足

○地域のエッセンシャルサービスの維持

- ・地域の医療・福祉（高齢・障害・生活困窮・子ども関係）
- ・小売・物流・交通等
- ・見守り、家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと」支援

（労協）ワーカーズコープちば（千葉県）、（労協）はんしんワーカーズコープ（兵庫県）
（労協）コトノワ（熊本県）
（労協）ワーカーズ・コレクティブ・キャリー（神奈川県）
（労協）うんなん（島根県）、東白川村（労協）（岐阜県）

○その他、地域の課題解決や価値創造

- ・荒廃した山林原野の再整備やキャンプ場経営
- ・休耕地・耕作放棄地の再生
- ・農産物の生産・加工・販売・ブランド化

CampingSpecialist（労協）（三重県）
つくば（労協）（茨城県）
（労協）パンプアップせきかわ（新潟県）

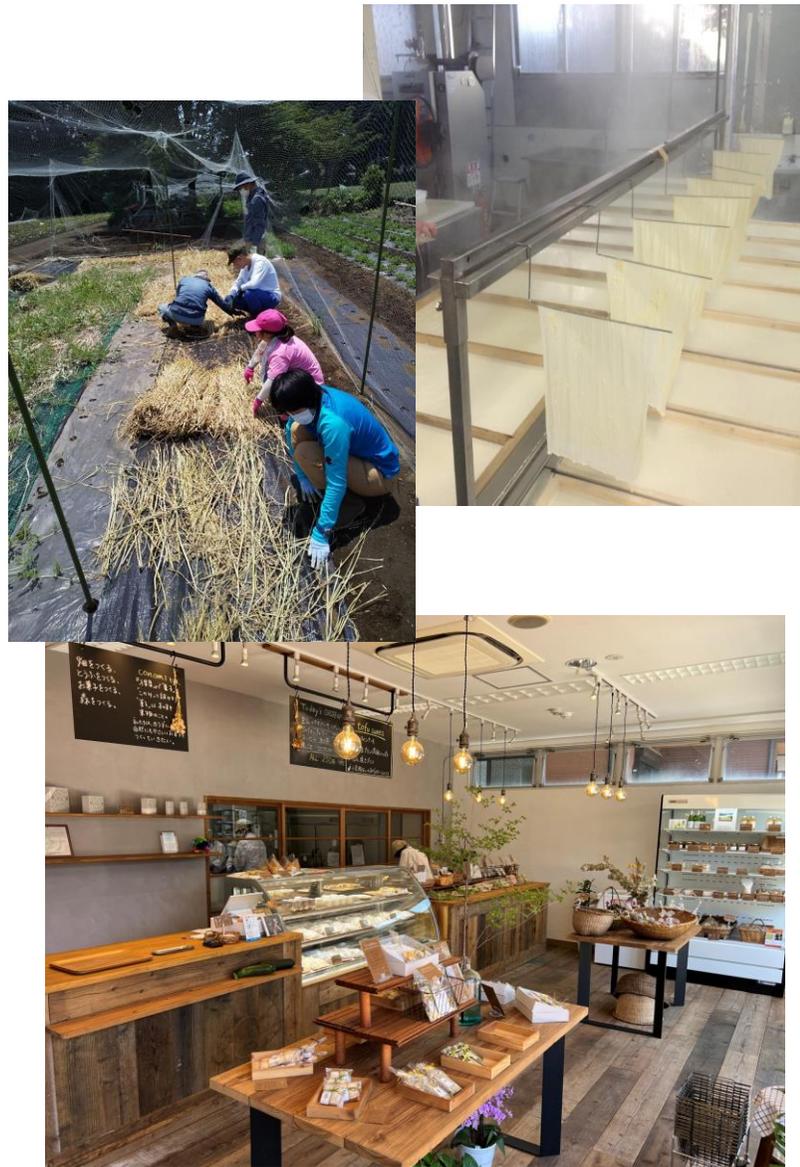
【参考】労働者協同組合法（令和2年法律第78号）

（目的）

第一条 この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、**多様な就労の機会を創出**することを促進するとともに、当該組織を通じて**地域における多様な需要に応じた事業が行われること**を促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

事例 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房（令和5年4月設立）

- 埼玉県所沢市にある廃業した豆腐屋から、障害者と共に働き、地域課題の解決に取り組んでいる団体に「豆腐屋を復活させてほしい」という相談があった。
- 当該団体は、生活保護を受給している人、派遣の仕事を経験してきた人、これまで一度も働いたことがなかった若者などを対象として就労訓練を実施していたが、相談を契機に、こうした方とともに働ける就労の場を作るため、豆腐屋を再開。
- その後、全員で自分たちの働き方、事業所の経営、今後の事業展開について話し合う中で、**豆乳とおからを使ったお菓子屋さんを新たに立ち上げ、障害者の就労継続支援B型事業所として運営**することに。
- 支援する／されるという一方的な関係ではなく、**障害のある利用者も含め「ともに働く仲間」**であるという考え方の下、ライフステージや個性に合わせた多様な働き方ができる就労の場づくりに取り組んでいる。
- 今では**豆腐、菓子の製造・販売にとどまらず、農福連携の活動（原料である大豆等の栽培）などにも取り組んでいる。**



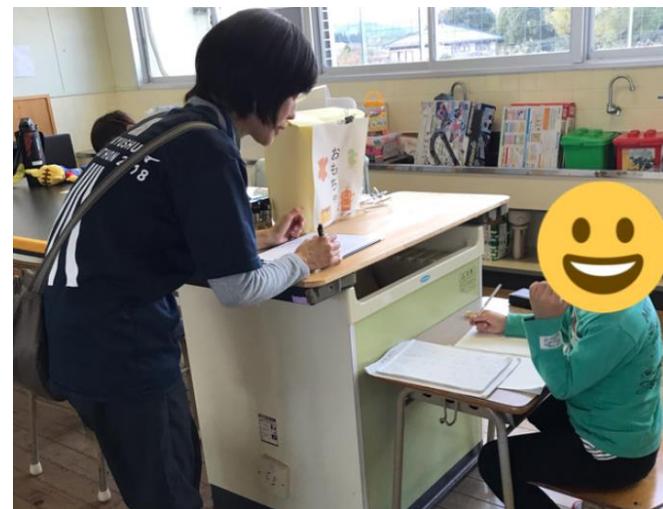
事例 労働者協同組合あるく（令和4年11月設立）

- 熊本県熊本市において、長年にわたり障害福祉サービスで働いていた方々が立ちあげた、**障害者の生活介護事業を運営**する労働者協同組合。
- サービス利用者への活動機会の提供にあたっては、あらかじめ決まった活動を用意しておくのではなく、**本人がやりたいこと、できそうなことを相談しながら活動の中に入れていく**こととしている。
- 組合員の働き方についても、これまでの組織では、それ以上もそれ以下もしてはいけないということを経験してきたが、**労働者協同組合では、現場に決定権があつて、みんながやってみたいと言ったことを実現しやすい**と感じている。
- 今後は、生活介護にとどまらず、子どもから老人まで、そして障害の有無にかかわらず、社会の中で必要とされているものをすべて組合の中で展開していくことを目標にしている。



事例 労働者協同組合コトノワ（令和5年6月設立）

- 熊本県玉名市で障害児通所支援事業および保育所等訪問支援事業を運営する労働者協同組合。様々な環境におかれている子どもたちが安心して過ごせる場所を提供し、人とのつながりを大切にすることで、子どもたちが豊かな人生を送ることができるよう様々なサポートを実施している。
- 廃校となった小学校で放課後等デイサービス事業を行っていたNPO法人に事業閉鎖の話があり、地域から存続の強い要望があったことから、当時そのNPO法人で児童指導員として働いていた現コトノワ代表理事が事業を承継した。
- 事業承継時の法人形態を検討する中で、NPO時代の代表に勧められた労働者協同組合の形式は自分たちがやりたい仕事と働き方を、自分たちでつくっていけるイメージがあり、選択した。
- 障害や発達の特性を理解し寄り添う伴走者を目指す中で、労働者協同組合という形は、未来に向かっていく子どもたちをサポートし支える「伴走者」にふさわしい事業組織のあり方だと考えている。



労働者協同組合の可能性と今後に向けての期待

児童相談所の夜間相談窓口
困難を抱えた子ども達の居場所



地域の課題解決に寄与

介護、障害福祉、子育て支援、地域コミュニティの活性化など、多様な地域課題の解決を図る選択肢。

自治会を母体にした配食サービス



多様な人材が活躍できる機会の創出

働き方や仕事内容を組合員全員で話し合っ決めていく中で、多様な働き方が可能な環境を整備できる。

障害のある方々の就労を支援するカフェ



地域で働く場の創出

労働者協同組合は、出資と労働が結びついた働き方であり、地域密着型の仕事おこしにつながる。

廃食油を利用した燃料開発



幅広い関係者（都道府県、市町村（福祉部局や地域振興部局等）、自治会、福祉関係者、活躍の場を求める若者やシニア世代など）が、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題を解決するための選択肢として、労働者協同組合を活用いただくことで、様々な事業が展開され、誰もが生き生きと輝ける、より豊かな地域社会の創出に資することが期待される。